

～ 郵便局と消防がコラボレーション！！ ～

「住宅用火災警報器の設置・点検・交換」を呼びかけるマグネットシートやステッカーを貼り付けた郵便局集配車両が川越市、川島町を走ります！

川越地区消防組合では、配達郵便局2局（川越郵便局及び川越西郵便局）に住宅用火災警報器の設置・点検・交換の重要性を住民の方に周知する広報活動に御協力をいただき、令和6年6月1日（土）から令和7年3月31日（月）の期間において、郵便局の4輪自動車約62台に「命を守る警報器 住宅用火災警報器を設置しましょう！」、「住宅用火災警報器を設置しましょう！！安心をわが家に日頃のお手入れ、忘れずに。」のマグネットシート及び2輪バイク約216台に「住宅用火災警報器の設置・点検・交換」のステッカーを張り付けた郵便車両が川越市及び川島町を走ります。



4輪自動車に

「住宅用火災警報器を設置しましょう！！安心をわが家に日頃のお手入れ、忘れずに。」

「命を守る警報器 住宅用火災警報器を設置しましょう！」

などのマグネットシートを掲示した様子



2輪バイクに
「住宅用火災警報器の 設置 点検 交換」
のシールを掲示した様子

<住宅用火災警報器は「設置」「点検」「交換」が大切です>

火災警報器は、就寝中に発生した火災による逃げ遅れによる死者を防ぐため、川越市・川島町の新築・既存の住宅を問わずに設置が義務化されました。

【設置】未設置の住宅にあっては、早急に「設置」をしましょう。

設置義務化から10年以上経過しますが、未設置の住宅がある状況です。

【点検】6カ月に1回以上の定期的な点検を実施しましょう。

大切な家族の「命を守る警報器」である住宅用火災警報器は、万が一の火災の時に作動する必要があるため、定期的な「点検」がとても重要です。

【交換】古くなった住宅用火災警報器は交換しましょう。

設置後10年を経過した住宅用火災警報器は、交換が必要となります。

<住宅用火災警報器の普及協力事業所を募集しています>

川越地区消防組合では、住宅用火災警報器の普及啓発に御協力頂ける事業所を募集しております。

御協力いただける事業所にあリましては、川越地区消防局予防課査察指導担当（電話049-222-0744）まで直接ご連絡ください。